

● 地域及び分類ごとの基準

第1種地域

規制方針

特に重要な自然景観及び歴史的景観を保全するため、また、低層住宅地の良好な環境を守るため、屋外広告物の掲出を最小限に止めるとともに、その形態・色彩等が周囲の景観に調和したものとなるよう規制・誘導を行います。

対象区域

- * 風致地区・伝統的建造物群保存地区・国定公園及び県立自然公園・都市公園
- * 第1種低層住居専用地域・墓地・重要文化財指定建造物及び市の名勝の周囲から100m以内の地域
- * 琵琶湖・伊庭内湖景観形成重点地域
- * 湖辺の郷伊庭景観形成重点地区
- * 1級河川（愛知川、日野川、佐久良川）
- * 名神高速道路



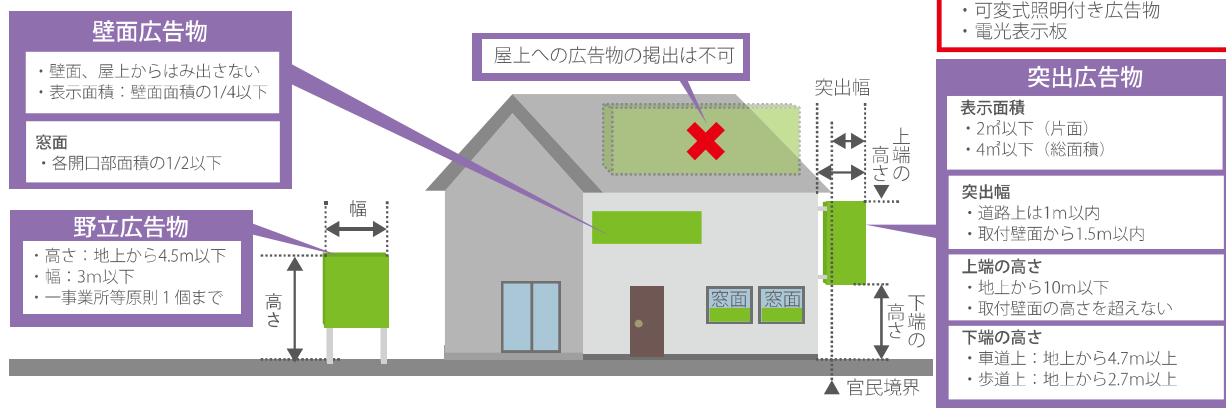
適用除外

自家用広告物の表示面積の合計が5㎡以内

◆ 許可の基準

自家用広告物

自家用広告物の表示面積の合計は15㎡以下とします。（※1）



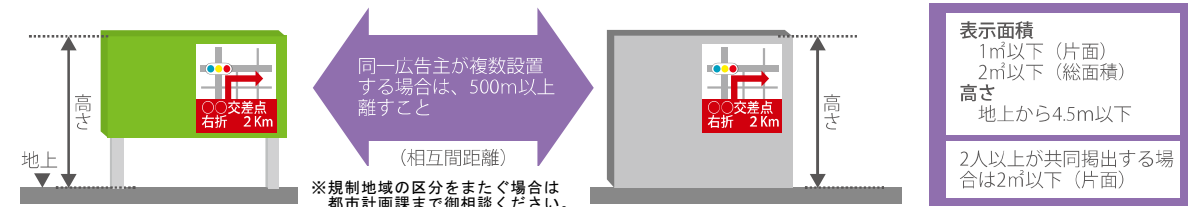
※1 敷地面積が基準面積（1,500㎡）以上の施設にあっては、総量規制に次の緩和を設ける。
 $\sum a \leq 15m^2 \times A / 1,500m^2$ （a：各広告物の面積、A：敷地面積）ただし、1,500㎡未満の場合は1,500㎡で算定する。

非自家用広告物

非自家用広告物は設置できません。ただし、道標・案内図板は設置できます。

道標・案内図板（壁面広告物又は野立広告物に限る）

- ・地図又は地名、路線名、矢印や方角、店舗までの距離、敷地出入口の場所等を示す案内の内容を表示面積の40%以上占める必要があります。ただし、これらの内容が40%未満であっても、案内先の住所及び電話番号の表示があり、それらを含めて40%以上となる場合は設置が可能です。
- ・電光掲示板及び可変式照明付き広告物は設置できません。
- ・~~広告主の事業所等から半径5km以内、かつ~~一広告主につき3個までしか設置できません。
- ・壁面広告物については、これらの許可基準に加えて、自家用広告物の基準に準じます（ただし、窓面利用は不可）。この時の壁面の利用面積は、既に設置されている自家用及び案内図板を含めます。



※規制地域の区分をまたぐ場合は、都市計画課まで御相談ください。

◆ 色彩基準

表示面の色彩基準

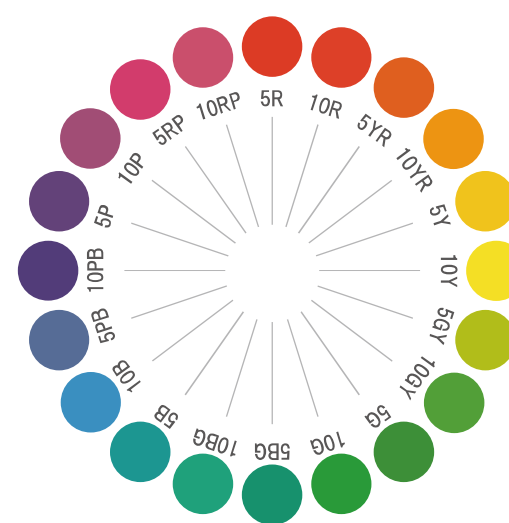
全ての表示面において、全ての色相で彩度6以下とします。ただし、上記の基準値を超える彩度について、広告物の表示面積の30%以下であれば使用できます。

その他支柱等の色彩は、全ての色相において彩度4以下とします。なお、木材、石等の自然素材を着色なく使用している場合は、適用されません。

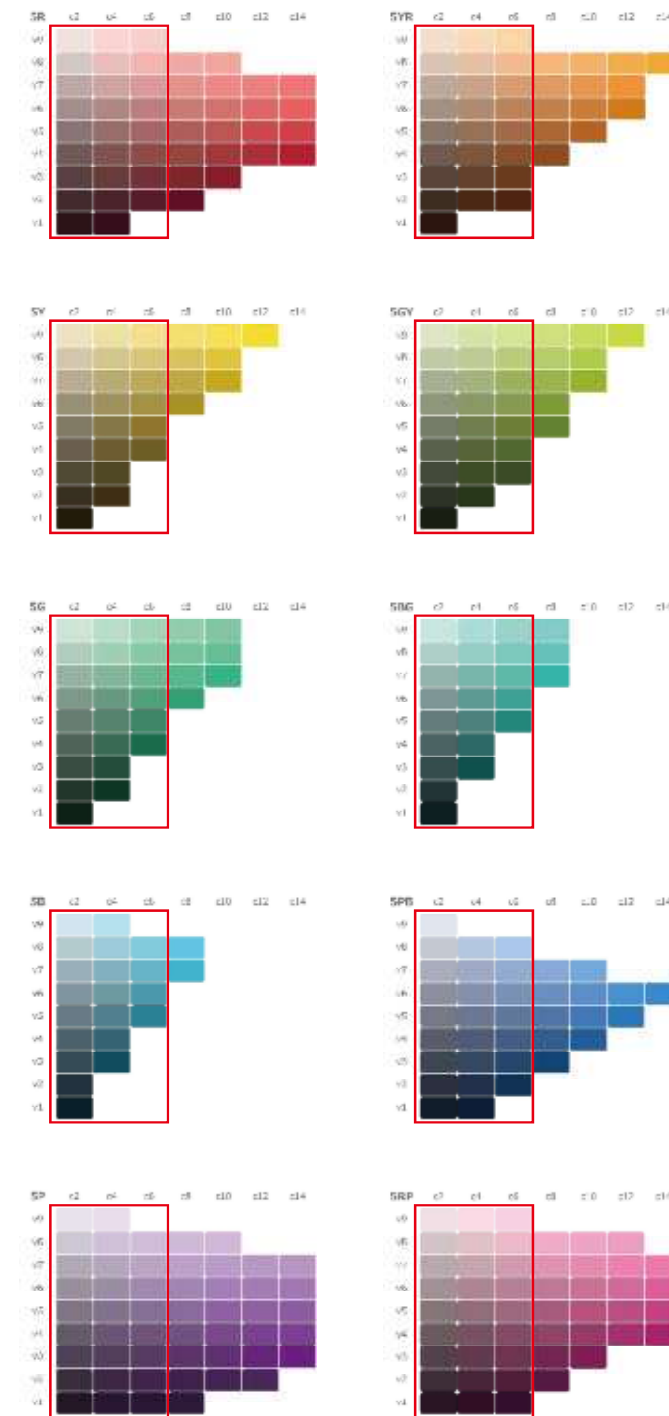
色彩基準の見方

色彩基準はマンセル表色系を用います。マンセル表色系の見方は以下の通りです。色相番号、明度の尺度値、彩度の尺度値を、[色相 明度/彩度]の順に表記します。

5R 4/14
色相 明度 彩度



◇印刷による色表現のため、実際のマンセル値とは異なる場合があります。



広告旗・立看板の類

設置できません。

電柱の類を利用する広告物

設置できません。